

(質屋営業・法人用)

誓 約 書

私共は、質屋営業法第3条第1項第4号に掲げる

精神機能の障害により質屋の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断
及び意思疎通を適切に行うことができない者

に該当しないことを誓約します。

年 月 日

山口県公安委員会 殿

役員

役員

役員

役員

役員